

知立市工事請負契約保証事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、知立市工事請負契約約款(以下「工事約款」という。)第4条に規定する契約の保証の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 工事請負契約における契約の保証

- (1) 工事約款第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については金銭的保証とし、契約担当者は落札者に対し、契約の締結と同時に、契約金額の10分の1以上の額を保証する次に掲げるいずれかの契約の保証を付すことを求めるものとする。ただし、当分の間、工事約款第4条第1項第2号の「契約保証金に代わる担保となる有価証券等」については、国債(利付国債に限る。以下、利付国債を「有価証券等」という。)に限るとし、工事約款第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

- (2) (1)の規定にかかわらず、契約金額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)が130万円以下の工事請負契約である場合は、知立市契約規則(昭和60年知立市規則第8号。以下「契約規則」という。)第33条第3号の規定により契約保証金の納付を免除する。

3 落札・契約時における取扱い

落札者(随意契約の場合は、契約の相手方とする。以下この取扱いにおいて同じ。)は、決定後速やかに、契約保証方法通知書(様式第1)により契約保証金額及び契約保証の方法を通知するものとする。この場合において、契約担当課は、契約保証方法通知書を契約保証金関係綴りに綴じ、台帳を作成

するものとする。

(1) 契約保証金の納付

ア 落札者が契約保証金の納付を申し出たときは、落札者に工事請負契約書案及び知立市予算決算会計規則（昭和63年知立市規則第6号。以下「規則」という。）第98条に規定する納付書・領収書（規則様式第12。以下「納付書」という。）を交付する。

イ 落札者は、納付書により知立市指定金融機関等へ契約保証金に相当する金額の金銭を納める。

ウ 落札者は、契約締結日に契約保証金提出書（様式第2）及び納付書の写しを契約担当課に提出する。契約担当者は、納付書の内容を精査したうえ、工事請負契約を締結する。

エ 契約担当者は、契約保証金提出書及び納付書の写しを工事請負契約書類（工事請負変更契約書を含む。以下同じ。）と併せて綴るものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の価格は、規則第41条第3項の規定に基づき当該利札の券面金額から、利札の支払の際に控除されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額とする。

イ 落札者が有価証券等の提出を申し出たときは、落札者に工事請負契約書案及び有価証券納付書（規則様式第29）を交付する。

ウ 契約担当者は、落札者から有価証券納付書及び有価証券等の提出を受けたときは、有価証券等の総額が有価証券納付書に記載の金額と同一であり、有価証券等の価値が契約保証方法通知書に記載された契約保証金額以上であることを確認し、落札者とともに会計課へ持参する。

エ 落札者は、有価証券納付書のうち受領書を会計課から受け取り、契約締結日に契約担当者に提出し、工事請負契約を締結する。

オ 契約担当者は、受領書の写しを工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 落札者が、銀行等又は保証事業会社の保証を申し出たときは、落札者に工事請負契約書案を交付する。

イ 落札者から銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書（保証証書を含む。以下同じ。）が提出されたときは、次に掲げる事項等その内容を精査したうえ、工事請負契約を締結する。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が銀行等又は保証事業会社であり、押印（印刷済のものを含

む。以下同じ。)があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

(オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が、工事請負契約書案に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証方法通知書に記載された契約保証金額以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、イの保証書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。ただし、銀行等発行の保証書の場合は、落札者に対して保証書受領書(様式第3)を交付し、保証書保管依頼書(様式第4)を作成の後、保証書を添付して会計課に保管を依頼し、保証書及び保証書受領書写しを工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(4) 公共工事履行保証証券による保証

ア 落札者が、公共工事履行保証証券による保証を申し出たときは、落札者に工事請負契約書案を交付する。

イ 落札者から公共工事履行保証証券に係る証券が提出されたときは、次に掲げる事項等その内容を精査したうえ、工事請負契約を締結する。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印があること。

(ウ) 債務者が落札者であること。

(エ) 公共工事用保証契約基本約款及び特約事項その他証券に保証債務を負担する旨の記載があること。

(オ) 主契約の内容としての工事名、工事場所及び契約金額が工事請負契約書案に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(カ) 保証金額が契約保証方法通知書に記載された契約保証金額以上であること。

(キ) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

ウ 契約担当者は、イの証券を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(5) 履行保証保険契約の締結

ア 落札者が履行保証保険契約の締結による保証を申し出たときは、落札

者に工事請負契約書案を交付する。

イ 落札者から履行保証保険契約に係る証券が提出されたときは、次に掲げる事項等その内容を精査したうえ、工事請負契約を締結する。

(ア) 被保険者が発注者であること。

(イ) 保険会社の記名押印があること。

(ロ) 保険契約者が落札者であること。

(エ) 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に保険契約を締結した旨の記載があること。

(オ) 契約の内容としての工事名、工事場所及び契約金額が工事請負契約書案に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(カ) 保険金額が契約保証方法通知書に記載されている契約保証金額以上であること。

(キ) 保険期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

ウ 契約担当者は、イの証券を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

4 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定により工事請負契約を解除するときは、受注者に通知する契約解除通知書に、契約保証金又は担保をもって違約金に充当する旨等の記載をするものとする。

(1) 契約保証金の納付

契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定に基づき、工事請負契約を解除した場合は、違約金（工事約款第52条第2項に規定する違約金をいう。以下同じ。）について調定決議書を作成し、契約保証金の金額について納付書に代えて振替調書を作成し、歳入歳出外現金から歳入に振り替える。

ただし、契約保証金の金額が違約金の金額を超過している場合は、その超過額について、受注者から保管金払渡請求書（様式第5）の提出を受け、超過額を請求者に返還する。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定に基づき、工事請負契約を解除した場合において、会計課に報告し、取扱いについて協議するものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定に基づき、工事請負契約を解除した場合は、銀行等又は保証事業会社に契約解除通知書により工事請負契約を解除した旨を通知する。

イ 契約担当者は、違約金について調定決議書を作成し、銀行等又は保証事業会社に対し、請求金額欄に違約金の金額（保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額。）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第6）（保証事業会社の保証にあつては、保証証書。）及び納付書を送付する。

ウ 銀行等の保証の場合は、保証金受領後、銀行等に保証書を返還する。

(4) 公共工事履行保証証券による保証

ア 契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定に基づき、工事請負契約を解除した場合は保険会社に対し、契約解除通知書により工事請負契約を解除した旨を通知する。

イ 契約担当者は、違約金について調定決議書を作成し、保険会社に対し、請求金額欄に違約金の金額を記載した保証金（保険金）請求書、公共工事履行保証証券に係る証券及び納付書を送付する。

(5) 履行保証保険契約の締結

ア 契約担当者は、工事約款第44条各号又は第45条各号の規定に基づき、工事請負契約を解除した場合は保険会社に対し、契約解除通知書により工事請負契約を解除した旨を通知する。

イ 契約担当者は、違約金について調定決議書を作成し、保険会社に対し、請求金額欄に違約金の金額を記載した保証金（保険金）請求書、履行保証保険契約に係る証券及び納付書を送付する。

5 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金の納付

ア 契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、受注者に対し、保管金払渡請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から保管金払渡請求書の提出を受けたときは、内容を精査したうえ、支出金調書を作成し、保管金払渡請求書及び検査結果通知書の写しを添付して会計課へ送付するものとする。

ウ 契約担当者は、保管金払渡請求書の写しを、工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ア 契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、受注者に対し、有価証券返還請求書兼受領書（様式第7。以下「返還請求書兼受領書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から返還請求書兼受領書の提示を受けたときは、内容を精査したうえ、有価証券払出通知書（様式第8）及び検査結果通

知書の写しを会計課へ持参する。

ウ 会計課は、有価証券払出通知書を受領したときは、受注者に有価証券等を払い出す。

エ 契約担当者は、返還請求書兼受領書を、工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

〔銀行等の保証の場合〕

ア 契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、銀行等の保証に係る保証書（銀行等が交付する変更契約書がある場合、その変更契約書を含む。）を受注者を經由して、銀行等に返還するものとする。なお、保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書返還請求書兼受領書（様式第9）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者から保証書返還請求書兼受領書の提出を受けたときは、内容を精査したうえ保証書を返還するものとする。

ウ 契約担当者は、保証書返還請求書兼受領書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

〔保証事業会社の保証の場合〕

契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書（保証事業会社が交付する変更契約書がある場合、その変更契約書を含む。）を工事請負契約書類と併せて綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券による保証

契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）を工事請負契約書類と併せて綴っておくものとする。

(5) 履行保証保険契約の締結

契約担当者は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、履行保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）を工事請負契約書類と併せて綴っておくものとする。

6 契約代金の増額変更時の取扱い

契約担当者は、契約金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）は、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する。なお、当初の保証の方法と別の方法で保証を付しても差し支えない。

(1) 契約保証金の納付

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、

受注者に工事請負変更契約書案及び納付書を交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する現金を指定金融機関等に納付することを求めるものとする。

イ 以下の取扱いについては、「3 落札・契約時における取扱い」中(1)に準じるものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ア 契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に工事請負変更契約書案及び有価証券納付書を交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、落札者から有価証券納付書及び有価証券等の提出を受けたときは、有価証券等の総額が有価証券納付書に記載の金額と同一であり、有価証券等の価値が契約金額の増額分に相当する額に10分の1を乗じて得た金額以上であることを確認し、落札者とともに会計課へ持参する。

ウ 以下の取扱いについては、「3 落札・契約時における取扱い」中(2)に準じるものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に工事請負変更契約書案を交付し、それにより保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更に係る保証書（以下「変更保証書」という。）を工事請負契約の変更後、直ちに提出すること求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が工事請負変更契約書案に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当者は、アの変更保証書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。ただし、銀行等発行の変更保証書の場合は、受注者に対して保証書受領書を交付し、保証書保管依頼書を作成の後、変更保証書を添付

して会計課に保管を依頼し、受領書及び変更保証書の写しを綴るものとする。

(4) 公共工事履行保証証券による保証

ア 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に工事請負変更契約書案を交付し、保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を工事請負契約の変更後、直ちに提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 増額後の保証金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。

(キ) 異動保証期間の終期が工期の終期以後であること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

(5) 履行保証保険契約の締結

ア 契約担当者は、保険金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に工事請負変更契約書案を交付し、保険金額を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を工事請負契約の変更後、直ちに提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 被保険者が発注者であること。

(イ) 保険会社の記名押印があること。

(ウ) 保険契約者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 増額後の保険金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。

(キ) 異動保証期間の終期が工期の終期以後であること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

7 契約金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、契約金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額又は保証金額を減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額又は保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に保たれる範囲内で減額変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金の納付

ア 受注者が、契約保証金の金額の減額変更を申し出たときは、工事請負契約の変更後、受注者に対し、保管金払渡請求書の提出を求める。

イ 受注者から保管金払渡請求書の提出を受けたときは、保管金払渡請求書に記載された契約保証金の金額が、契約金額の減額分に相当する額に10分の1を乗じて得た金額以下であることを確認したうえ、支出金調書を作成し、保管金払渡請求書を添付して会計課へ送付するものとする。

ウ 以下の取扱いについては、「5 工事完成時の取扱い」中(1)に準ずるものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ア 受注者が契約保証金の金額の減額変更を申し出たときは、受注者に対し、工事請負変更契約書案及び有価証券納付書を交付し、有価証券返還請求書兼受領書及び有価証券納付書の提出を求める。

イ 契約担当者は、受注者から有価証券返還請求書兼受領書及び有価証券納付書の提出を受けたときは「5 工事完成時の取扱い」中(2)の手続きの例により、提供済みの有価証券等の全てを還付するとともに、有価証券納付書に記載された金額が、変更契約後の契約金額の10分の1以上であることを確認する。

ウ 以下の取扱いについては、「3 落札・契約時における取扱い」中(2)に準ずるものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 受注者が、契約保証金の金額の減額変更を申し出たときは、工事請負契約の変更後、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

- (ア) 名宛人が発注者であること。
- (イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。
- (ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が工事請負変更契約書に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。
- (オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当者は、アの変更保証書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。ただし、銀行等発行の変更保証書の場合は、落札者に対して保証書受領書を交付し、保証書保管依頼書を作成の後、変更保証書を添付して会計課に保管を依頼し、受領書及び変更保証書の写しを綴るものとする。

(4) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者が、契約保証金の金額の減額変更を申し出たときは、工事請負契約の変更後、保証金額を変更後の契約金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

- (ア) 債権者が発注者であること。
- (イ) 保証人の記名押印があること。
- (ウ) 債務者が受注者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 減額後の保険金額が変更後の契約金額の10分の1以上であること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

8 工期の延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間に変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に

対し、工事請負変更契約書案を交付し、工事請負契約の変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。ただし、保証事業会社の場合は延長変更する旨を通知し承諾したときは、この限りでない。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が、工事請負変更契約書案に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、工事請負契約の変更後、アの変更保証書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。ただし、銀行等発行の変更保証書の場合は、落札者に対して保証書受領書を交付し、保証書保管依頼書を作成の後、変更契約書を添付して会計課に保管を依頼し、受領書と変更保証書の写しを綴るものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に工事請負変更契約書案を交付し、保証期間に変更後の工期を含むよう、延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ受理する。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印があること。

(ウ) 債務者が請負人であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の番号と同一であること。

(カ) 異動後の保険期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るもの

とする。

9 工期の短縮時の取扱い

契約担当者は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間の短縮は行われないうことになっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。ただし、保証事業会社の場合は延長変更する旨を通知し承諾したときは、この限りでない。

(1) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 受注者が保証期間の短縮変更を申し出たときは、受注者に対し工事請負変更契約の変更後、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が工事請負変更契約書に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、アの変更保証書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。ただし、銀行等発行の変更保証書の場合は、落札者に対して保証書受領書を交付し、保証書保管依頼書を作成の後、変更保証書を添付して会計課に保管を依頼し、受領書と変更保証書の写しを綴るものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者が、保証期間の短縮変更を申し出たときは、受注者に対し、工事請負契約の変更後、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次

に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保険期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

10 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合においては、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。ただし、特約時効で保険責任期間の始期及び終期が定められている場合は延長契約するものとする。

(1) 銀行等又は保証事業会社の保証

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。ただし、保証事業会社の場合は延長変更する旨を通知し承諾したときは、この限りでない。

イ 契約担当者は、受注者からアの変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名、工事場所及び契約金額が工事請負契約書に記載の工事名、工事場所及び契約金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、アの変更保証書を工事請負契約書類と併せて綴るもの

とする。ただし、銀行等発行の変更保証書の場合は、落札者に対して保証書受領書を交付し、保証書保管依頼書を作成の後、変更保証書を添付して会計課に保管を依頼し、受領書と変更保証書の写しを綴るものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、受理する。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印があること。

(ウ) 債務者が請負人であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 契約担当者は、アの異動承認書を工事請負契約書類と併せて綴るものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行し、同日以降に契約される契約について適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に契約される契約について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に契約される契約について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に契約される契約について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に契約される契約につ

いて適用する。

様式第 1

年 月 日

契 約 保 証 方 法 通 知 書

知 立 市 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

記

開 札 日

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所 知立市

契約保証金額 金 円

※契約金額の10分の1以上の額

上記工事に係る契約保証の方法は、次のとおり（番号に○印を付したもの）です。

- 1 契約保証金（現金）の納付
- 2 銀行等若しくは保証事業会社の保証の提供
- 3 公共工事履行保証委託契約に係る保証証券（履行ボンド）の提出
- 4 履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 5 その他（ ）

※ 契約締結前に提出してください。

契約保証金提出書

知立市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の金額を保証金として提出します。

記

保証金額 金 円

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	知立市
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	金 円

※この書類に「納入通知書・領収書」の写しを添付すること。

保 証 書 受 領 書

様

知立市長

印

下記に基づく保証書（変更保証書）を受け取りました。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	知立市
契 約 金 額	金 円
保 証 金 額	金 円
保 証 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 年 月 日	年 月 日

様式第 4

年 月 日

保証書保管依頼書

会計管理者 様

課長

下記の保証書（変更保証書）の保管を依頼します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	知立市
契 約 金 額	金 円
保 証 金 額	金 円
保 証 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 年 月 日	年 月 日

保 管 金 払 渡 請 求 書

知 立 市 長 様

所 在 地
 商号又は名称
 代表者氏名

下記により契約保証金に係る保管金についての払い渡しを請求します。

記

保証金額 金 円

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所	知立市		
契 約 年 月 日	年 月 日		
契 約 金 額	金 円		
振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	支 店 名	預 金 種 別
			普通・当座
	口 座 番 号	ふ り が な 口 座 名 義	

保証金（保険金）請求書

様

知立市長

印

別添の保証書（証券）記載の工事の請負契約解除に伴い、保証金を支払われたく、の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円也

項 目	金 額	摘 要
契約解除時の契約金額	円	
契約解除時の工期既済部分の契約代金相当額	円	%
既払額（前払金を含む）	円	
保証金額	円	
請求金額	円	

年 月 日

有価証券返還請求書兼受領書

知立市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事目的物の引渡しを完了しましたので、契約保証金に係る預入有価証券の返還を請求します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	知立市
契 約 金 額	金 円
受 入 額	金 円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 年 月 日	
預入有価証券	種 別 記号番号

.....
年 月 日

上記のとおり、有価証券を受領しました。

知立市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様式第 8

年 月 日

有 価 証 券 払 出 通 知 書

会 計 管 理 者 様

課 長

下記工事完了に伴い契約保証金に係る預入有価証券を払い出してください。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	知立市
契 約 金 額	金 円
受 入 額	金 円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 年 月 日	
預入有価証券	種 別 記号番号

年 月 日

保証書返還請求書兼受領書

知立市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事目的物の引渡しを完了しましたので、金融機関の保証書（変更契約に係る保証書を含む。以下同じ。）を返還していただくよう、請求します。

記

保証委託者	
工事名	
保証期間	年 月 日から 年 月 日まで
保証限度額	金 円
保証債務履行請求期限	年 月 日
保証金融機関	

.....
年 月 日

上記のとおり、保証書を受領しました。

知立市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名